

企画競争実施の公示

平成28年2月23日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局

豊岡河川国道事務所長

別木 孝



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 円山川環境等広報支援業務

(2) 業務内容 本業務は、円山川水系での水害の歴史や改修事業について、地域の皆様に広くご理解いただくため、出石防災センター内にある、壁面パネルを最新の情報に更新する。また、豊岡河川国道事務所が実施している、円山川自然再生事業に関する広報活動や、河川愛護の取り組みの運営補助を行うとともに、事業の広報に必要な写真・データのとりまとめ、広報写真の撮影を行うものである。

- パネルの作成・設置
- 環境学習イベント運営補助
- 水生生物調査運営補助
- クリーン作戦運営補助
- ミズベリング運営補助
- 円山川の環境・防災に関する写真データのとりまとめ
- 広報写真撮影

(3) 履行期間 契約の翌日から平成29年2月28日まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

また、平成28年4月1日時点において、平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 同種又は類似業務の実績

1) 企画提案書を提出する者（企業）は、平成18年度以降に完了した業務（平成27年度完了予定も対象に含む。なお、再委託による業務の実績は含まない。）にお

いて、下記に示される同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。

同種業務：河川に関する広報業務

類似業務：上記以外の公共施策に関する広報業務

- 2) 配置予定主任技術者は、平成18年度以降に完了した業務（平成27年度完了予定も対象を含む。）において、下記に示される同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。

同種業務：河川に関する広報業務

類似業務：上記以外の公共施策に関する広報業務

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町10-3

近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 経理課

電話 0796-26-2411

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間 平成28年2月23日（火）から平成28年3月15日（火）までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から16時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。
- 2) 交付場所 上記(1)に同じ。
- 3) 交付方法 書面により交付を行う。説明書の交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局まで事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- 1) 提出期限 平成28年3月15日（火）12時00分
- 2) 提出場所 上記(1)に同じ。
- 3) 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

以下のとおりヒアリングを行う。

- 1) 実施日時 平成28年3月17日（木）から平成28年3月18日（金）
時間については協議の上、決定する。
- 2) 実施場所 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 会議室

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を

行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務は、平成28年度予算が成立し支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により取りやめる場合がある。
- (9) その他の詳細は説明書による。